


情報システム等の障害時の警報事項等の通知について


「国土交通省気象庁と総務省消防庁との防災情報の交換及び気象業務法に基づく警報事項等の通知の方法に関する細目協定(平成25年8月30日 国土交通省気象庁予報部業務課長、国土交通省気象庁地震火山部管理課長、総務省消防庁国民保護・防災部防災課国民保護運用室長、総務省消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室長)」第7条に基づく障害時の警報事項等の通知について、下記のとおり確認し、平成25年8月30日から実施することとする。

平成25年8月30日

気象庁予報部業務課長補佐

梶原 靖司 


気象庁地震火山部管理課長補佐

加藤 孝志 

消防庁国民保護・防災部防災課国民保護運用室課長補佐

松田 清 

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室課長補佐

鳥枝 浩章 

記

気象庁は、消防庁に対し系統1による警報事項等の通知ができない場合または警報事項等の通知を確認できない場合、直ちに警報発表気象官署から消防庁へ警報事項等をFAXにより伝達するとともに、その旨連絡する。連絡先は別紙のとおりとする。

系統2による警報事項等の通知ができない場合の連絡については、「気象庁と消防庁の保有する装置等の運用に関する連絡体制について(平成20年10月1日 気象庁予報部業務課長補佐、気象庁地震火山部管理課長補佐、総務省消防庁国民保護・防災部防災課国民保護運用室課長補佐、総務省消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室課長補佐)」による連絡をもって代える。

(消防庁側連絡先)

○官執時間帯 国民保護・防災部防災課国民保護運用室 課長補佐

電話：03-5253-7551

FAX：03-5253-7543

○その他の時間帯 消防防災・危機管理センター

電話：03-5253-7777

FAX：03-5253-7553

(気象庁側連絡先)

○官執時間帯 予報部業務課長補佐

電話：[REDACTED]

FAX：[REDACTED]

○その他の時間帯 予報部業務課長補佐

電話：[REDACTED]

(参考) 警報発表気象官署<sup>\*1</sup>の連絡先

気 象 庁			
警報発表気象官署 <sup>*1</sup>	担当課 (担当警報)	電話番号	加入FAX番号
札幌管区气象台	予報課(気象警報等 <sup>*2</sup> )	[REDACTED]	[REDACTED]
	地震火山課(噴火警報等 <sup>*3</sup> )		
稚内地方气象台			
旭川地方气象台			
網走地方气象台			
釧路地方气象台			
帯広測候所			
室蘭地方气象台			
函館地方气象台			
仙台管区气象台	予報課(気象警報等 <sup>*2</sup> )		
	地震火山課(噴火警報等 <sup>*3</sup> )		
青森地方气象台			
秋田地方气象台			

盛岡地方気象台	
山形地方気象台	
福島地方気象台	
気象庁本庁	予報課
新潟地方気象台	観測予報課
宇都宮地方気象台	
前橋地方気象台	
熊谷地方気象台	
水戸地方気象台	
鉾子地方気象台	
横浜地方気象台	
長野地方気象台	
甲府地方気象台	
静岡地方気象台	
岐阜地方気象台	
名古屋地方気象台	観測予報課
津地方気象台	
富山地方気象台	
金沢地方気象台	
福井地方気象台	
大阪管区気象台	予報課(気象警報等 <sup>※2</sup> )
	地震火山課 (大津波警報、津波警報、噴火警報等 <sup>※3</sup> )
彦根地方気象台	
京都地方気象台	
奈良地方気象台	
神戸地方気象台	
和歌山地方気象台	
鳥取地方気象台	
松江地方気象台	
岡山地方気象台	
広島地方気象台	観測予報課
高松地方気象台	観測予報課
徳島地方気象台	
松山地方気象台	



高知地方気象台		
福岡管区気象台	予報課(気象警報等 <sup>※2</sup> )	
	地震火山課(噴火警報等 <sup>※3</sup> )	
下関地方気象台		
大分地方気象台		
佐賀地方気象台		
熊本地方気象台		
長崎地方気象台		
宮崎地方気象台		
鹿児島地方気象台	観測予報課	
名瀬測候所		
沖縄気象台	予報課(気象警報等 <sup>※2</sup> )	
	地震火山課(噴火警報等 <sup>※3</sup> )	
南大東島地方気象台		
宮古島地方気象台		
石垣島地方気象台		

※ 警報種別によって連絡先が異なる場合は、担当警報を記載している。

※1 大津波警報、津波警報については、「警報発表気象官署」を「通知を担当する気象官署（気象庁本庁もしくは大阪管区気象台）」と読みかえる。

※2 表中「気象警報等」とは、細目協定別表3（1）、（2）、（3）に該当する情報をいう。

※3 表中「噴火警報等」とは、細目協定別表3（5）に該当する情報をいう。